

新型コロナウイルス感染症防止に係る対応について（舟入むつみ園）

R7・5

項 目	令和7年6月1日以降の対応	備 考
家族等の面会	・ 次の条件等、感染防止策を講じたうえで面会を可能とします。 ＊施設内において感染症が発生した場合は、一時的に中止等を検討します。 ・ 事前に予約を入れてもらい、相談室を利用してもらいます。 ①面会者は発熱（37.0度以上）、風邪症状がないこと。 ②面会人数は4名程度。 ③マスク着用	＊居室内での飲食は控えてもらいます。（ただし、外出時は除きます。） ＊長時間になるようであれば、お声を掛けさせていただきます。
家族等の居室入室	・ 入退園時及び衣替え等に伴う荷物整理や居室内家具移動、紛失疑いのある金品の搜索のため、家族の居室への入室は下記の条件のもととします。 ①下記の予約可能時間帯に予約を入れてください。 ・ AM 9：00～11：00 ・ PM 14：00～16：00 ②体調不良時、または来園時に検温し、発熱がある場合は入室は不可とし、後日改めて予約をしてください。 ③マスクを着用し、手指消毒をして入室してください。居室内の不要な会話や飲食は避けてください。 ④予約時間を超えて作業しないでください。 ⑤同室者への心付けは不可とします。 ＊入退園時及金品搜索時に家族の体調不良等があった場合は予約変更は不可とし、職員が荷物整理等を代行します。 ＊居室での作業終了時は、コールにて職員にお知らせいただき、職員が玄関までお送りします。	＊入館証を付けてもらいます。 ＊入室者は2名程度とします。 ただし作業内容により園が必要と求める場合はこの限りではありません。